

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		改善命令等
根拠法令及び条項		下水道法第37条の2
所管部課(室)係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第12条の2第1項、第3項、 下水道法施行令第9条の4、第9条の5、豊中市下水道条例第10条
	基準	1. 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命じることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りではない。 (下水道法第37条の2)
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		罰則
根拠法令及び条項		下水道法第45条、第46条、第47条の2、第49条、第51条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第11条の2、第12条の2第1項、第5項、第12条の3、 第12条の4、第12条の5、第12条の6第1項、第12条の7、 第12条の8第3項、第12条の9第2項、第12条の12、第13条第1項、 第37条の2、第38条第1項、第2項、第39条の2
	基 準	<p>1. 第十二条の五（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第45条）</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>二 第十二条の九第二項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第46条第1項）</p> <p>3. 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第46条第2項）</p> <p>4. 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の三十第一項においてこれらを準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第47条の2）</p> <p>5. 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条の六第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>三 第十二条の十二（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>四 第十三条第一項（第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>五 第二十五条の十八又は、第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚</p>

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		改善命令等
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第10条の3
所管部課(室)係名		上下水道局技術部下水道管理課
処 分 基 準	関係条項	下水道法第12条、第12条の11、 下水道法施行令第9条の10、第9条の11 豊中市下水道条例第10条の2
	基準	1. 管理者は、使用者が前条の規定に違反して下水を公共下水道に排除していると認めるときは、その者に対し期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道の機能及び構造を保全するために当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。 (豊中市下水道条例第10条の3)
	参考事項	
備考		